

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和 7 年 3 月 13 日

今治市監査委員 木 原 盛 展
同 永 井 隆 文

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
地域振興部 防災安全局 防災危機管理課	令和 7 年 1 月 14 日
(監査の結果) (指摘) 1 防災危機管理課に事務局を置いている協議会から各地区への交付金申請において、以下の事例が見受けられたので、適正に事務処理されたい。 ① 収支予算書の訂正が修正液で行われているもの。 ② 収支予算書において、交付金額より少ない支出予算が計上されているもの。 ③ 収支予算書の支出予算において、交付金の対象経費とならない費用が計上されているもの。 2 ETC 管理簿、酒気帯び確認記録簿において、記載がされていないものが一部見受けられた。確実に記録されたい。 3 行政財産の目的外使用許可の手続きについて、許可条件に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示がされていなかったもので、許可条件に教示文を追加するようにされたい。 (意見) 1 防災危機管理課に事務局を置いている協議会の事務について、市に準じた契約方法等を義務付けていないが、財源の大部分が公金であることや防災危機管理課の職員が準公金として直接事務に携わっていることを鑑み、分割発注が疑われるような契約方法の見直しや金額が高額になるものについては、比較見積の導入など、合理	

的な予算執行をされたい。

(措置の内容)

(指摘)

- 1 ① 全支部に対し、修正液を使わないように指導します。
②③ 地区交付金交付申請の決定額を変更し、当該地区部長へ説明を行います。当初申請に不備があれば、変更申請書の提出を求め改めて対応します。今後は申請書の審査チェック事項をあらかじめ作成し、当該申請書を受け付ける際に不備がないよう十分審査を行います。
- 2 ETC 管理簿については、管理簿の必要事項が記入されているのを確認したうえで ETC カードを貸し出すよう徹底します。
酒気帯び確認記録簿については、公用車の鍵の保管場所の真横に置くことで、公用車の鍵をとる際に必ず目に入ることにより記載忘れがないようにします。
- 3 今後は許可条件の中に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示文を追加するように改めました。

(意見)

- 1 発注頻度を減らせるよう計画的な発注を行い、市内で取り扱っている他の業者も調べ、発注業者が偏らないようにします。また、今治市契約規則等を参考に高額な契約については、比較見積を行うようにします。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
地域振興部 地域政策局 地域振興課	令和7年1月14日
(監査の結果) (指摘) - 業務委託において、仕様書に業務内容が一部記載されていないものがあったので、業務の適正な履行のためにも、仕様書には必要事項を明記するようにされたい。 - 地域振興課に事務局を置いている協議会の通帳届出印は、準公金取扱要綱に基づき、準公金管理者が保管するようにされたい。 - 県支出金に係る調定事務において、交付決定通知書を収受した日をもって調定を行うべきところ、額の確定通知書の収受日をもって調定を行っていたので、今後は適正に事務処理されたい。 - 船舶使用料の荷物運賃について、条例に定める運賃で徴収していないものが一部あったので、条例に定める運賃で徴収するとともに、これまでの未徴収分についても適正に対応されたい。 なお、未徴収分の対応状況については、令和7年3月31日までに再度報告されたい。 - 切符払戻手数料については、地方自治法に基づく特定の者のためにする事務につき徴収する手数料と考えられ、これを徴収委託する場合は条例に定める手数料とすべきところ、徴収委託ができない雑入としてこれまで徴収されてきた。今後は条例改正を行い、令和7年度から手数料として徴収するとのことであるが、徴収委託の手続きも含めて、そのとおり適正に対応されたい。 なお、条例改正後に、当該手数料の対応状況（条例改正・手数料科目の新設・徴収委託の手続き等）について、再度報告されたい。 (意見) - 本市は、住みたい田舎ベストランキング4冠を3年連続で獲得しているが、当該ランキングが移住者数等にどういった影響を与えているかについては、十分な検証ができていないように見受けられた。 現在、移住してもらうための根拠を市職員が認識・理解するために、各種統計データやアンケート結果の分析等を業務委託にて実施しているが、今後は当該ランキングの影響についても別途検証を行い、本市のさらなる移住者数増加の取組みに繋がりたい。	

(措置の内容)

(指摘)

- 1 ご指摘の仕様書への内容記載につきましては、来年度以降に盛り込むように修正いたします。
- 2 準公金取扱要綱に基づき準公金管理者である課長が保管するようにしました。
- 3 今後は、交付決定通知書を収受した日を複数の目で確認し、収受日に調定を行うようにします。
- 4 令和6年12月分より条例に定める運賃で徴収するようにしました。これまでの未徴収分につきましては、法制担当部署と協議の上、徴収可能分については徴収することとし、期日までに対応結果を報告します。
- 5 現在、令和7年3月定例議会において、条例改正案を提出するための手続きを進めています。また、徴収委託の手続きにつきましては、関係法令等に基づき、公示等適切に進めていくとともに、条例改正後に対応結果及び対応進捗状況について報告します。

(意見)

- 1 今後は、転入者アンケートの項目に追加することで、検証しさらなる移住者数増加の取組みに繋げて行きます。

3年連続1位という実績は、地域の魅力が確実に認知され、地域ブランドの価値が高まったことを示しています。この結果は他の地域との競争の中で優位性を持つことを意味し、今後の地域振興活動において強力な武器となります。

この成果を他の課と共有することで、地域振興や観光・移住関連の活動において更なる連携が生まれやすくなります。

これらの点を踏まえ、他の課にもこの成果を地域全体のメリットとして捉えていただき、今後の活動に活かすための協力を呼びかけてまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
地域振興部 地域政策局 合併20周年記念事業課	令和7年1月14日
(監査の結果) (意見) 1 みらい発掘プロジェクトの成果（今治市の各地域の発掘された魅力や課題、それに基づく提案等）及び発掘隊等について、合併20周年記念事業をきっかけとした一過性のものとせず、次の20年に向けて効果的に活かす方法を検討し、令和7年3月に行われるグランドフィナーレまでに方針を示されたい。	
(措置の内容) (意見) 1 今治みらい発掘プロジェクト12の活動で繋がった発掘隊員や協力していただいた地域の方々の絆から発展する市民参画の機運を絶やすことがないよう、その成果をもとに発掘隊を中心に新たな市民も巻き込みながら、地元地域でできることを考え、実行できる機会を創出するため、来年度に「地域むすぼうミーティング（仮称）」を年12回実施する予定です。更にこの「地域むすぼうミーティング（仮称）」を通して、地元地域にとどまらず、次の20年を見据えながら合併20周年記念事業での好事例等を参考に、近隣地域との連携を図ながら地域活性化に結び付けていきたいと考えています。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
地域振興部 しまなみ振興局 しまなみ住民課	令和7年1月14日
(監査の結果) (指摘) 1 週休日の振替が未取得であった職員がいたので、今後は期限までに取得できるよう、条例及び規則のとおり適正に運用されたい。 (意見) 1 吉海支所、宮窪支所、伯方支所、上浦支所及び大三島支所の所管区域における行政の総合的な調整を進めるため、これらの支所からしまなみ振興局長に回付される供覧、決裁文書等は、今治市事務決裁規程で定められていないものについても、しまなみ住民課長の合議を経て情報共有することを検討されたい。 2 健康づくりの取組について、民間事業者が持つ専門知識や技術を活用することで、より質の高い効果的な事業運営の可能性が高まり、効率的な運営ノウハウや柔軟で新しいアイデアの導入が期待できると思われるので、個人情報などの情報管理についても十分に考慮した上で、民間事業者への業務委託を検討されたい。	
(措置の内容) (指摘) 1 令和7年1月14日現在において、振替取得期限が自動入力される管理表を作成し、課員全員で確認できるよう改善を行っております。また、取得期限が迫っている職員には、課員で協力して取得を促しております。 (意見) 1 令和7年1月14日現在において、各支所長を通じて、しまなみ住民課長への供覧、合議を経て情報共有するよう周知、改善を行っております。 2 今後は、いかに民間事業者の知見を活用するべきか、費用対効果や個人情報の取扱い等も留意した上で検討を重ねてまいります。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
地域振興部 しまなみ振興局 しまなみ振興課	令和7年1月14日
(監査の結果) (意見) 1 地域人材交流支援事業について、旅人の宿泊先確保が課題となっているので、他市事例を調査し、利用促進につなげられたい。 2 今治市地域自立活性化推進事業費補助金交付要綱に定める申請書記載の添付資料（支出の部の根拠となる見積書等の写し）の提出を求められたい。	
(措置の内容) (意見) 1 本事業に参画する県内自治体に旅人の宿泊先確保に関する調査を行いました。 基本的には、本市同様おてつたび先となる民宿等の空き部屋や事業者所有の民家の一室を提供という形で、事業者自身が宿泊先を確保するというものでした。 参画自治体の一つに、ふるさとワーキングホリデー事業を活用し、事業者に対し宿泊費の一部補助制度を取り入れている自治体がありましたので、宿泊先確保の有効な方法の一つとして取り入れていくよう検討いたします。 宿泊費補助のない期間において、農家等宿泊先確保が困難な事業者へは、周辺の旅館やゲストハウスを紹介するなど利用促進につながる情報を提供していきます。 2 支出の部の根拠となる見積書等の写しについて、補助対象経費のうち、報償費、委託料、備品購入費について添付を必須とし、その他の科目についても必要と認められる場合提出を求めることとします。 本事業募集の際にホームページに掲載する「補助金の手引き」にその旨を明記いたします。	